

IV 精神保健班

1 精神保健福祉事業

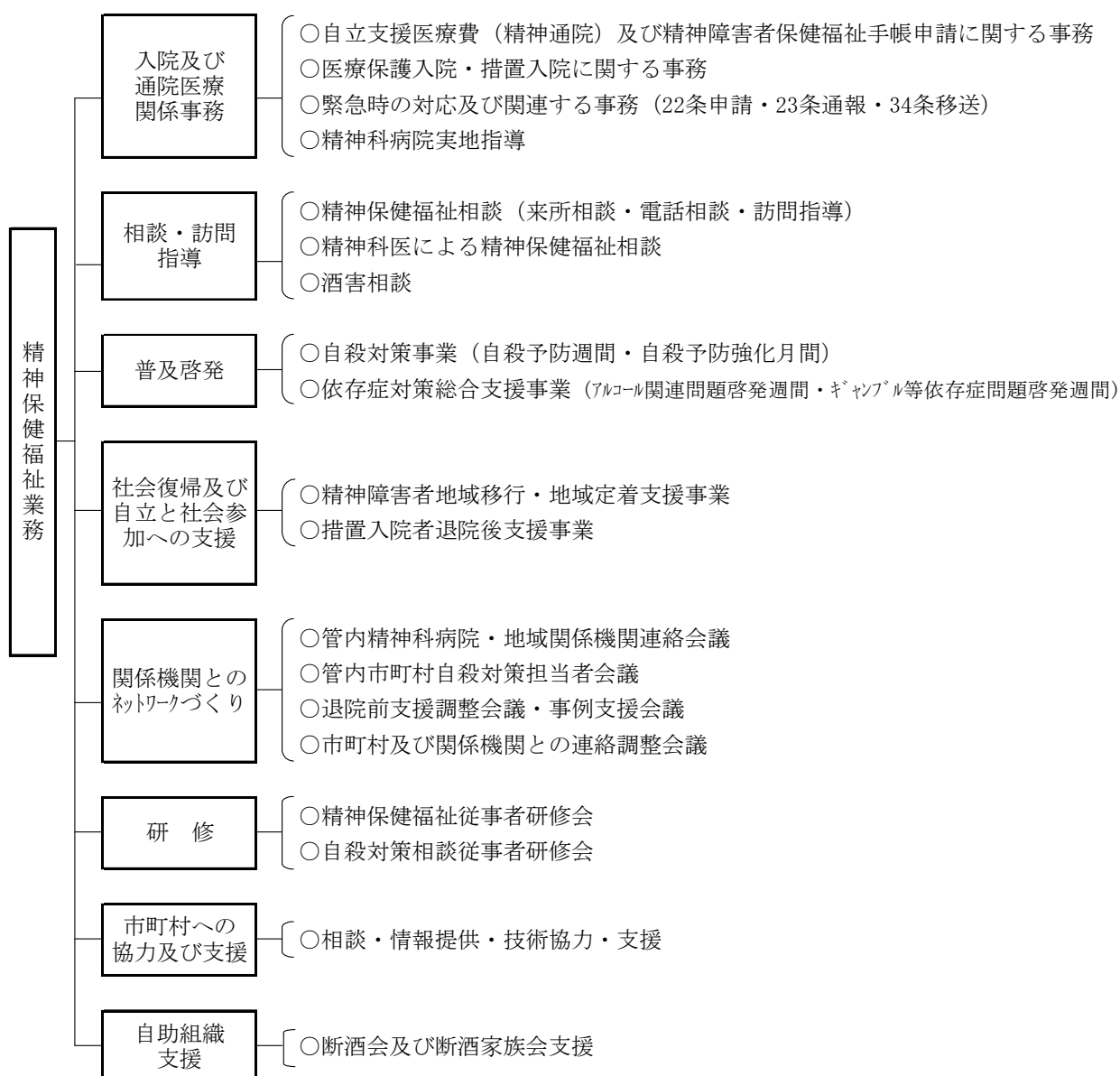
- (1) 精神保健福祉法等に基づく業務
- (2) 相談業務
- (3) 社会復帰事業
- (4) 関係機関とのネットワークづくり
- (5) 自助組織支援

1 精神保健福祉事業

精神保健医療福祉施策は、「入院医療中心から地域生活中心へ」という大きな流れのもと展開されている。

当保健所では、「精神保健福祉法」、「障害者総合支援法」及び「自殺対策基本法」に基づき、精神疾患の早期治療の促進及び適正医療の提供や、自立、社会復帰及び社会参加の促進を図るため、下記の業務を行っている。

(1) 精神保健福祉法等に基づく業務



ア 自立支援医療費（精神通院）支給認定状況（障害者総合支援法第58条）

通院による医療を積極的にすすめ、適正な医療を普及するため、精神保健福祉法第32条に基づく通院医療費公費負担制度が実施されてきた。平成18年4月より「障害者自立支援法」(※1)が施行され、「自立支援医療費（精神通院）」へ移行した。

自立支援医療費の9割は医療保険各法及び公費で負担され、1割は原則自己負担であるが、沖縄県では復帰特別措置法に基づき、その1割についても公費負担となっている。(※1 平成25年4月「障害者総合支援法」施行)

表1 市町別・疾病分類別自立支援医療費（精神通院）支給認定者数

令和3年度

	F0 障害				左記以外の器質性精神障害	F1 精神作用物質使用による精神および行動の障害				F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F3 気分（感情）障害	F4 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F6 および行動の障害	F7 精神遅滞（知的障害）	F8 心理的発達の障害	F9 小児期および青年期に発症する行動および情緒の障害	てんかん	その他	計 (人)
	アルツハイマー型認知症	血管性認知症	その他の認知症	その他の認知症		アルコール使用による精神および行動の障害	覚せい剤による精神及び行動の障害	除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害	覚せい剤による精神及び行動の障害											
那覇市	1,276	693	98	257	228	482	409	28	45	2,955	4,412	973	22	35	89	863	263	904	4	12,278
浦添市	416	248	19	76	73	95	77	12	6	897	1,424	275	4	13	38	480	98	348	2	4,090
糸満市	201	95	10	43	53	80	71	4	5	505	644	139	1	5	33	179	48	192	0	2,027
豊見城市	179	87	11	12	69	65	61	0	4	416	579	162	6	2	15	155	45	173	4	1,801
南城市	122	62	14	15	31	49	46	2	1	361	422	85	1	4	26	129	32	144	2	1,377
西原町	68	37	3	14	14	30	25	3	2	302	430	92	3	7	23	104	32	134	1	1,226
与那原町	45	32	4	7	2	20	18	0	2	148	226	55	1	1	5	50	16	56	2	625
南風原町	139	78	11	23	27	38	33	0	5	295	393	87	2	2	10	78	21	164	1	1,230
久米島町	11	8	1	2	0	2	2	0	0	57	29	8	0	0	0	4	7	11	0	129
八重瀬町	82	48	3	16	15	34	29	0	5	288	314	77	3	4	34	66	28	144	1	1,075
渡嘉敷村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
座間味村	1	1	0	0	0	0	0	0	0	3	6	3	0	0	1	2	2	1	0	19
粟国村	3	2	0	0	1	1	1	0	0	7	5	1	0	0	2	0	0	3	0	22
渡名喜村	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	1	1	2	0	12
南大東村	5	2	0	0	3	1	1	0	0	8	4	1	0	0	0	0	0	0	1	20
北大東村	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0	0	9
計(人)	2,550	1,394	174	466	516	898	774	49	75	6,247	8,898	1,958	43	73	277	2,111	593	2,277	18	25,943

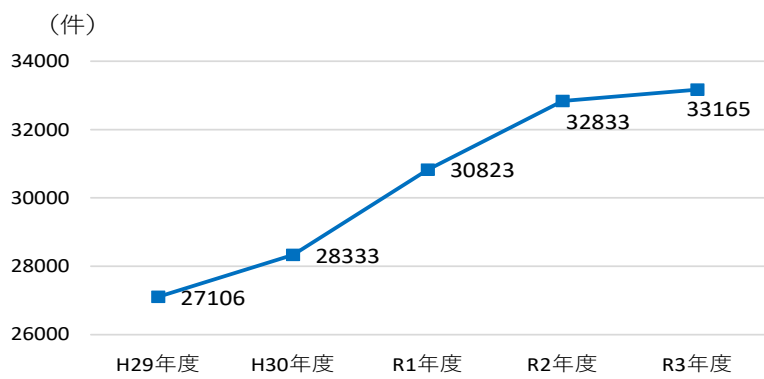


図1 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請総件数

管内市町村で受け付けた「新規・再認定・変更」等の申請は、保健所へ進達され処理される。

過去4年間の申請総件数は、増加している。

イ 精神障害者保健福祉手帳交付状況（精神保健福祉法第45条）

精神障害者に対して各種の支援策を促進し、福祉の向上を図るため、平成7年の精神保健福祉法改正時に創設された制度である。有効期間は2年間で、更新することができる。

表2 市町村別、等級別精神障害者保健福祉手帳交付件数

令和3年度

市町村 等級	那覇市	浦添市	糸満市	豊見城市	南城市	西原町	与那原町	南風原町	久米島町	八重瀬町	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	北大東村	計 (件)
1級	751	253	112	100	72	76	35	72	9	75	2	0	2	3	0	1	1,563
2級	2,277	586	270	240	134	161	81	160	23	125	1	2	0	3	0	0	4,063
3級	689	196	93	106	48	60	29	59	2	35	0	1	1	2	0	1	1,322
計(件)	3,717	1,035	475	446	254	297	145	291	34	235	3	3	3	8	0	2	6,948

ウ 医療保護入院届出状況（精神保健福祉法第33条1項・3項・4項）

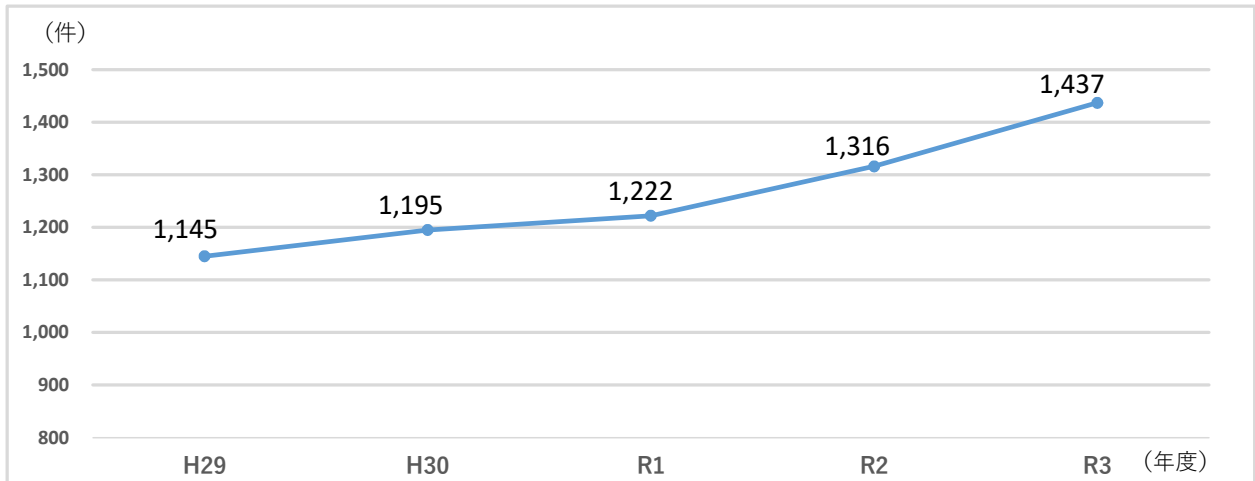
自傷他害のおそれはないが、精神保健指定医による診察の結果、医療及び保護のため入院が必要と認められた者について、本人の同意が得られない場合に家族等の同意により行う入院制度である。入院日から10日以内に知事への届出が必要である。

表3 管内医療機関の疾病別医療保護入院届出数

	脳器質性精神障害				中毒性精神障害			統合失調症	急性精神病	うつ病	躁うつ病	その他の気分 (感情)障害	パーソナリティ障害	精神遅滞	てんかん	その他の精神障害	合計 (件)
	脳血管性認知症	アルツハイマー型認知症	その他の認知症	その他の器質性精神障害	アルコール	覚醒剤	その他中毒										
H29	30	100	87	74	35	1	9	501	1	67	79	37	7	32	4	81	1,145
H30	36	119	90	74	52	3	10	471	14	90	81	22	4	31	5	93	1,195
R1	32	130	115	63	45	2	6	518	19	85	65	17	5	44	0	76	1,222
R2	57	171	158	47	43	1	1	464	26	87	23	55	7	51	9	116	1,316
R3	70	238	180	61	45	0	12	449	17	76	81	20	4	44	1	139	1,437

医療保護入院届出数は年々増加し、令和3年度は1,437件で令和2年度より121件増加している。疾患別で見ると統合失調症が最も多く、近年ではアルツハイマー型認知症が増加傾向にある。

図2 管内医療保護入院届件数の推移



エ 申請・通報・届出、措置診察等の状況

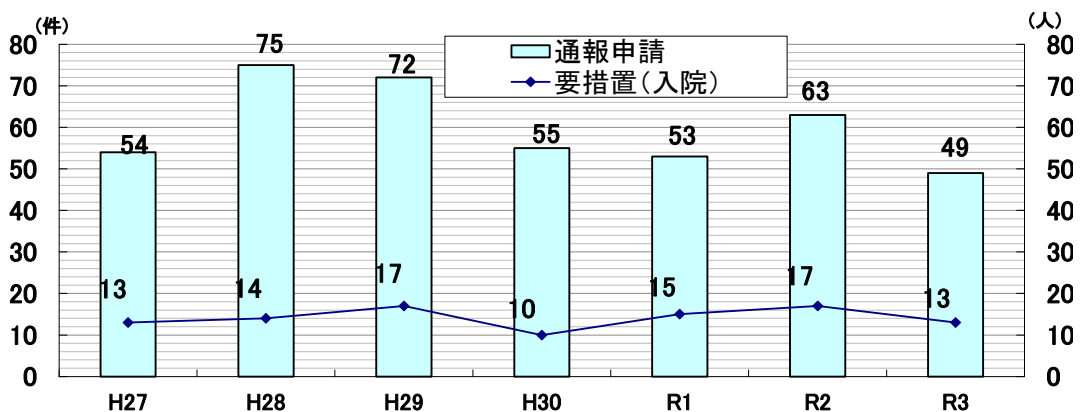
措置入院とは、その精神症状により入院させなければ「自傷他害」のおそれのある精神障害者（疑いのあるものを含む）に対して、知事の権限でなされる強制力を有する入院の形態で、いわゆる行政処分である。

一般人の申請、警察官の通報、精神病院管理者の届出等を受理し、調査のうえ診察の必要があると認めたものについて指定した精神保健指定医に診察させ、2人の指定医が入院措置の必要があると診断した場合に措置入院となる。

表4 年度別申請・通報・届出・措置診察等の状況

事項 年度	届申 出請 等・ 通 数報 ・ (件)	左の内訳(件)				酌 酊 者 規 制 法 (件) (法第7条)	認 め 必 査 に よ り 診 察 の 要 が な い と (人)	診察を受けた者(人)	
		申 請 一 般 人 の (法第22条)	警 察 官 通 報 (法第23条)	届 出 管 理 者 の 病 院 (法第26条の2)	そ の 他 (法第27条第2項)			要 措 置 (法第29条)	措 置 不 要
平成29年度	72	5	67	0	0	52	17	3	
平成30年度	55	1	53	1	0	41	10	4	
令和1年度	53	0	53	0	0	37	15	1	
令和2年度	63	2	61	0	0	46	17	4	
令和3年度	49	0	49	0	0	34	13	2	

図3 申請・通報件数と措置入院者数の推移



オ 精神科病院実地指導（精神保健福祉法第38条の6）

（ア）目的：精神科病院の実施指導及び実施審査をすることで、よりよい精神医療と適切な管理運営を図り、精神保健福祉施策の推進と質の向上を目的とする。

（イ）概要：「沖縄県行政機関設置条例」第5条により当保健所の所管区域とされている市町村にある13病院に対し実施している。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書類検査のみの実施となっている。

（ウ）主な指導項目（沖縄県精神科病院実地指導実施要領抜粋）

※県外での精神科病院における虐待事件を受けて「虐待防止の体制整備の状況について」指導項目が追加された。

- ①過去の実施指導に対する改善状況について
- ②精神科病院内の設備等について
- ③医療環境について
- ④精神保健指定医について
- ⑤指定病院について
- ⑥措置入院・医療保護入院・応急入院・任意入院について
- ⑦入院患者の通信面会について
- ⑧入院患者の隔離及び身体拘束について

（2）相談業務

ア 来所相談・電話相談・訪問指導（精神保健福祉法第47条・48条）

精神障害者本人や家族及び関係機関等からの相談内容は、医療機関への受診相談や対応方法、生活に関することまで多岐にわたる。相談業務は精神保健福祉相談員と保健師が対応している。

表5 相談状況

令和3年度

	実人員 (人)	延人員 (人)							計
		老人 精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康 づくり	その他	
来所相談	36	0	0	5	1	0	4	31	41
電話相談		10	5	58	8	8	22	361	472
訪問指導	25	0	7	3	1	0	1	36	48

来所相談・電話相談・訪問指導の「その他」は統合失調症も含まれている。

イ 精神科医による精神保健福祉相談（精神保健福祉法第47条）

（ア）目的：精神障害者（疑いも含む）やその家族及び支援関係者が、精神科医師による医学的判断や対応等に関する助言、必要な保健・医療・福祉サービスの情報を得ることができ、対象者が安心して生活できることを目的とする。

- (イ) 日時：毎月1回 原則第4水曜日 午後2時～4時（予約制）
- (ウ) 場所：南部保健所 精神相談室又は訪問先等
- (エ) 方法：来所相談、家庭訪問

表6 精神科医による精神保健福祉相談実施状況

年度	実施回数(回)	相談実人員(人)	相談延人員(人)	相談種別						相談内容			
				老人精神保健(人)	アルコール(人)	薬物(人)	思春期(人)	心の健康づくり(人)	その他(人)	受診の相談(人)	病気の有無判断(人)	対応について(人)	その他(人)
令和1年度	4	8	8	1	-	-	-	1	6	3	1	4	-
令和2年度	2	3	3	-	-	-	-	-	3	2	1	1	-
令和3年度	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-

※相談種別の「その他」は精神疾患の未治療者・治療中断者であり、対応方法や受診に関する相談内容であった。

ウ 酒害相談

アルコール関連問題で悩んでいた自分自身の体験をもとに断酒会会員が、飲酒者本人やご家族に対し、随時相談に応じている。（予約制）

エ 管内離島精神保健福祉相談

(ア) 目的：管内離島町村は、地理的条件により精神科医療及び相談等において不便を余儀なくされている。離島における精神障がい者（疑いも含む）やその家族及び支援者等が、精神科医師による医学的判断の他、担当保健師等による対応等に関する助言、必要な保健・医療・福祉サービスの情報を得ることができ、対象者が安心して生活できることを目的とする。

※令和3年度以降は、通常の前相談業務の中で管内離島も含めた精神保健福祉相談業務を行うこととする。

(3) 社会復帰事業

ア 措置入院者退院後支援事業

(ア) 目的：措置入院者が、退院後にどこの地域で生活することになっても必要な医療を継続でき、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加促進等、包括的な支援を受けられるようにする。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行に伴い、積極的疫学調査が業務の中心となったため、陽性者が少ない時期に支援を行った。

(4) 関係機関とのネットワークづくり

ア 管内市町村精神保健福祉主管課長及び担当者会議

(ア) 目的：管内精神保健福祉担当者及び南部保健所が情報交換や事業の検討を行い、相互の連携の強化を図り、精神保健福祉事業のさらなる向上のために市町村精神保健福祉主管課長及び担当者会議を実施する。
※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。

イ 南部保健所精神障がい者地域支援者連絡会議

(ア) 目的：精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、充実した生活を送ることができるよう、関係機関連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、入院から地域生活へ移行するための支援を推進する。
※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。

ウ 南部保健所管内警察署連絡会議

(ア) 目的：精神障害者等の支援を円滑に進めていくため、南部保健所管内の警察署等との情報の共有と連携を強化し、精神保健福祉業務の円滑な推進を図ることとする。
※令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催なし。

(5) 自助組織支援

ア 断酒会・断酒家族会

お互いが体験談を語り合い、断酒を誓い継続するために共に支え合い、酒害者による酒害者のための自助グループである。酒害に関する啓発活動や酒害相談を自主的に実施している。

表7 管内断酒会開催状況

令和3年度

名称	日時	時間	場所
浦添断酒新生会	毎週月曜日	19:00～21:00	浦添市保健相談センター
南部断酒会糸満例会			糸満市障害者生活支援センター
豊見城断酒会支部例会 「お酒の問題を考える会」	毎週火曜日		おきなわ ASK 事務所内
沖縄県断酒会オンライン例会	毎週水曜日		zoomによるオンライン例会
南部断酒会	毎週木曜日		南部保健所
浦添断酒会	毎週金曜日		浦添市保健相談センター
豊見城断酒会			豊見城市社会福祉センター

表8 管内断酒家族会開催状況

令和3年度

名 称	定例日	時 間	場 所
豊見城家族会	毎月 第1日曜日	14:30～16:30	豊見城市社会福祉センター
南部断酒会家族会 たんぽぽ	毎月 第1日曜日	14:30～16:30	南部保健所